

3 0 0	特 殊 事 例
-------	---------

3 1 0

削除

## 利付国庫債券（変動・15年）の概要

## 1. 利率の改定

利付国庫債券（変動・15年）の利率は、発行時に定められた算式に基づき、利子の支払期ごとに改定される。

利子の支払期ごとの適用利率は、財務省ホームページに掲載されている。

## 2. 利率の刻み幅

利率は0.01%刻みで、0%が下限となっている。

## 3. 最低額面金額

国債証券の最低額面金額は10万円となっている。

**要注意**

- 国債利子の支払請求者から利付国変動15年の記号別・利子支払期別の適用利率を確認したい旨の照会があった場合には、財務省ホームページに掲載されていることを伝える。さらに、当該内容が確認できる資料提供の依頼を受けた場合には、財務省ホームページの画面、または書面に印字したものを提示する（財務省ホームページの画面提示等ができない場合には、統轄店等に当該画面印字したもののファクシミリ送信を依頼する）。

事務手順	取扱要領
------	------

次の①および②の点を除き、その他の利付国庫債券と同様に取扱う。  
ただし、適用利率が0%の利札による支払請求の場合には、①から③までの点を除き、その他の利付国庫債券と同様に取扱う。

**① 証券類(利札)  
の要項確認**

- 提出された支払期番号が「2」以降の利札には、利子額の表示ではなく、「当該利払期に適用される利率に基づく金額」と表示されていることを確かめる。

\* 支払期番号が「1」の利札には利子額が表示されているので、その他の利付国庫債券と同様に取扱う。

⇒ 支払期番号は、120 参照・無記名国債証券の様式例（利付国債）

**〔支払期番号が「2」以降の利札の様式例〕**



本券には、「この国債の利率は、利払期ごとに変動します。」と表示されている。

**② 利率および利子額  
の利札への記入など**

- 利率および利子額を請求者に伝える。

\* 利子額は、利札1枚ごとに次のとおり計算する。

・半期利子（支払期番号が「2」から「29」までの利札）

額面金額×記号別・利子支払期別の適用利率/100×1/2…円  
位未満切捨て

・終期利子（支払期番号が「30」の利札）

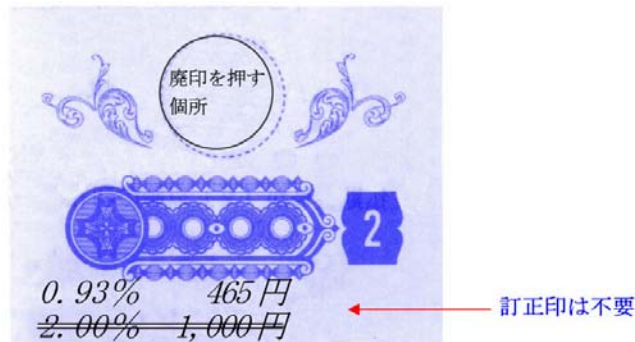
額面金額×記号別・利子支払期別の適用利率／100×（1／2+N<sup>（注）</sup>／365）……円位未満切捨て

（注）1. 「N」は、終期利子の支払期の日が「20日」以外の場合には、「20日」を超えた日数（例えば支払期の日が「21日」＜第9、10、11回が該当＞のときは「1」、「22日」＜第8、16回が該当＞のときは「2」になる。).

2. 終期利子の支払期の日が「20日」の場合には、「N」が「0」になり、半期利子と同じ結果になる。

- 利札の裏面の下部余白に、利率および利子額を記入する。
  - \* 利率および利子額を誤記入した場合の訂正は、2条の平行した横線を引いて取消したうえ、余白に正当の利率および利子額を記入する（なるべく廃印の押なつ個所にかからないようにする。).

#### 〔適用利率および利子額の訂正例〕



### ③ 適用利率が0%の利札による支払請求があった場合の取扱い

- 支払票には、後日請求者からの支払額等についての照会があったときに備え、支払票の適宜の箇所に、記号および支払期日を記載しておく。
- 210（無記名国債証券の元利払）①の支払請求受付時の国債元利金支払票の作成等において、請求者欄の記載は省略してよい。また、③の税区分の確認、⑤の国債元利金支払票の支払済印欄への支払日付の表示は、いずれも不要とする。
- 210（無記名国債証券の元利払）⑤の請求者から支払の内訳を求められた場合に交付する国債元利金支払計算書の利子額、所得税額および地方税額は、すべて「0円」と記載する。
- 251（元利払の取まとめ・日常の取まとめ）①の国債元利金受払報告表の作成において、当日の支払が、適用利率が

0%の利札にかかるもののみであった場合には、国債元利金受払報告表の作成を要しない。

- 252（元利払の取まとめ・月分の取まとめ）①の国債元利金受払報告表の集計において、当該支払月分の支払が、適用利率が0%の利札にかかるもののみであった場合には、月計分の国債元利金受払報告表の作成を要しない。
- 252（元利払の取まとめ・月分の取まとめ）②の国債利子内訳表の作成において、当該支払月分の支払が、適用利率が0%の利札にかかるもののみであった場合には、国債利子内訳表の作成を要しない。
- 252（元利払の取まとめ・月分の取まとめ）④の支払済証券類送付内訳表などの作成と点検において、当該支払月分の支払が、適用利率が0%の利札にかかるもののみであった場合には、支払済証券類送付内訳表は作成するが、同送付内訳表と月計分の国債元利金受払報告表との照合は要しない。